

障がいがある方の 地域社会参加に向けて

社会福祉法人 ありんこ

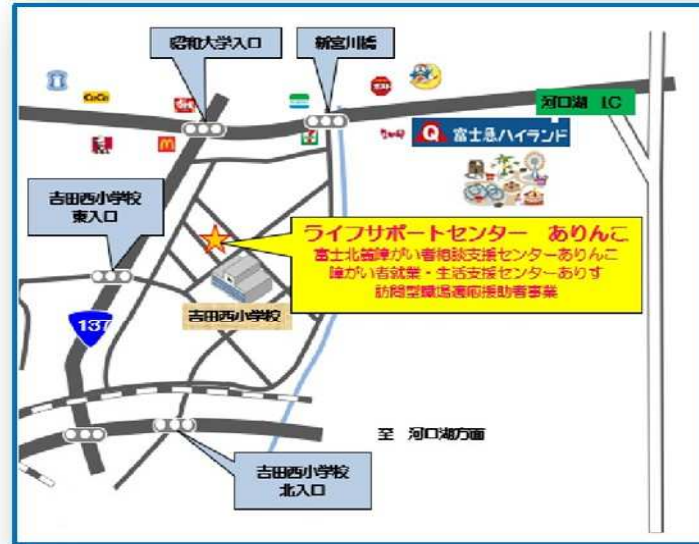
ライフサポートセンター ありんこ

統括センター長 三浦 誠

障がい者交流会「きずな」

ライフサポートセンターありんこでは、障がい者交流会「きずな」を開催しております。「きずな」は就労をしている方やこれから就労をしたい方を中心に、障がいがある無しにかかわらず、誰でも参加できます。勉強会などを中心に、会社での困りごとや日頃の悩みなどを話し合い、安心して就労や生活が続けられるように皆で考える自助グループです。

※富士吉田市消費生活センターの方などを講師にお呼びし、勉強会を行っています。興味のある方は、ぜひ参加してください！



ライフサポートセンター ありんこ
<https://sapoari.wixsite.com/mysite>

〒403-0017
山梨県富士吉田市新西原3-4-20
TEL:0555(30)0505
FAX:0555(30)0506



社会福祉法人 ありんこ

ライフサポートセンター
ありんこ

ライフサポートセンター
ありんこ

- 富士北麓障がい者相談支援センター
- 障がい者就業・生活支援センター



ありす

TEL 0555-30-0505

〒403-0017
山梨県富士吉田市新西原3-4-20
<https://sapoari.wixsite.com/mysite>

TEL:0555-30-0505
FAX:0555-30-0506

社会福祉法人 ありんこ

法人の理念

『私たちは、諸々の活動を通じ、誰をも受け入れることができる共生社会の実現を目指し、より良い地域社会の構築に寄与していきます。』

障がい者福祉の形態は、昭和50年代初期の経済不安定期を境とし、障がい者を保護する保護福祉から障がい者の自立を促す自立福祉へと様変わりしました。また、国際的にも障害者権利条約の批准がなされ、今日に至っております。このような社会情勢を背景に、障がい者の自立を推進する為、法律や制度が整備されておりますが、障がい者を受け入れる社会環境の状況に疑問を感じるところもあります。障がい者の自立に大切な基本的人権や自由が尊重される「受け入れ」があり、障がい者の「自立に向けた向上心と能力」が培われてこそ、障がい者の自立がなされると思います。

社会福祉法人 ありんこ

法人本部・障がい福祉サービス事業所

・就労継続支援B型事業 ・自立訓練事業(生活訓練)
・就労移行事業 ・就労定着支援事業
〒403-0003 山梨県富士吉田市大明見1-13-28
TEL:0555-22-7217 FAX:0555-22-7218

ライフサポートセンター さかえ

・グループホーム ・短期入所事業
〒403-0012 山梨県富士吉田市旭2-15-12
TEL:0555-22-3770

富士北麓障がい者相談支援センター ありんこ

介護保険を利用している方にはケアマネージャーがケアプランを立ててくれますが、これと同じように、障がい福祉の分野でも相談支援専門員が、その人がどのような暮らしをしたいのか、色々あるサービスをどのように利用するのかを本人や家族にニーズ等を伺いながら、一人ひとりに応じた「サービス等利用計画」(ケアプラン)を作成いたします。必要に応じて見直しを図るためのモニタリングを行います。

訪問型職場適応援助者事業

訪問型職場適応援助者(以下:ジョブコーチ)は、障がいのある方がその仕事を遂行し、職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて実施します。障がいのある方本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援だけでなく、事業主に対しても障がい特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行います。ジョブコーチが行う障がいのある方に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援(ナチュラルサポート)にスムーズに移行していくことを目指します。



障がい者就業・生活支援センター ありす

障がい者就業・生活支援センター事業は、就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び保健福祉、教育等の関係機関と連携の下、連絡調整等を積極的に行いながら、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う事業です。障がい者就業・生活支援センターは、通称「ナカポツ」とも呼ばれています。山梨県内には各圏域ごとに4カ所の障がい者・生活支援センターがあります。

◆峡北・峡南圏域

障がい者就業・生活支援センター陽だまり

◆甲府圏域

すみよし障がい者就業・生活支援センター

◆峡東圏域

障がい者就業・生活支援センターコピット

◆富士北麓・東部圏域

障がい者就業・生活支援センターありす

ライフサポートセンター ありんこ

・富士北麓障がい者相談支援センター ありんこ
・障がい者就業・生活支援センター ありす
・訪問型職場適応援助者事業
〒403-0017 山梨県富士吉田市新西原3-4-20
TEL:0555 (30) 0505 FAX:0555 (30) 0506
<https://sapoari.wixsite.com/mysite>

進路

特別支援学校を卒業をした方の進路

㊟	就職	30%
㊞	入所・通所事業所利用	60%
⊛	その他（進学、訓練機関）	10%

さまざまな働き方のかたち

- 通常の雇用（一般枠・障がい者雇用枠での就職）

通常の雇用枠で就職する場合は、障がいがあることを会社側に知らせるか否かは本人が決めることができます。障がいのあることを会社に知らせて就職することを「オープン就労」（障がい者雇用）、知らせないで就職することを「クローズ就労」（一般雇用）と呼びます。

- 福祉的就労（就労継続支援）

体調などの理由から一般企業で働くことが難しいものの、一般企業よりも手厚い支援や配慮があれば働くことができる人に、働く場所を提供する福祉サービス「就労継続支援」を利用して働くかたちです。

通常の雇用

(一般雇用・障がい者雇用での就職)

オープン就労(障がい者雇用)

企業は雇用している全ての従業員に対して一定割合以上の障がい者を雇用しなければならないと「障がい者雇用促進法」にて義務付けられています。その障がい者の割合を示したものを「法定雇用率」と呼びます。令和3年3月から2.3%と引き上げられました。常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で障がい者雇用率を未達成の場合は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて1人につき月額5万円の障がい者雇用納付金を納付していただきます。

オープン就労のメリット

障がいがあることがわかったうえで雇用されるため、職場の人から障がいの特性などについての理解を得やすく、体調や職場環境、仕事内容などについても配慮を受けながら働きやすいというメリットがあります。また、就職するときや、就職後に職場で安定的に働いていくために利用できる支援制度の幅が広がることもメリットです。例えば、職場で障がいのある方に付きそって仕事に慣れるための支援をおこなう「ジョブコーチ」などの制度が利用できる場合があります。

オープン就労のデメリット

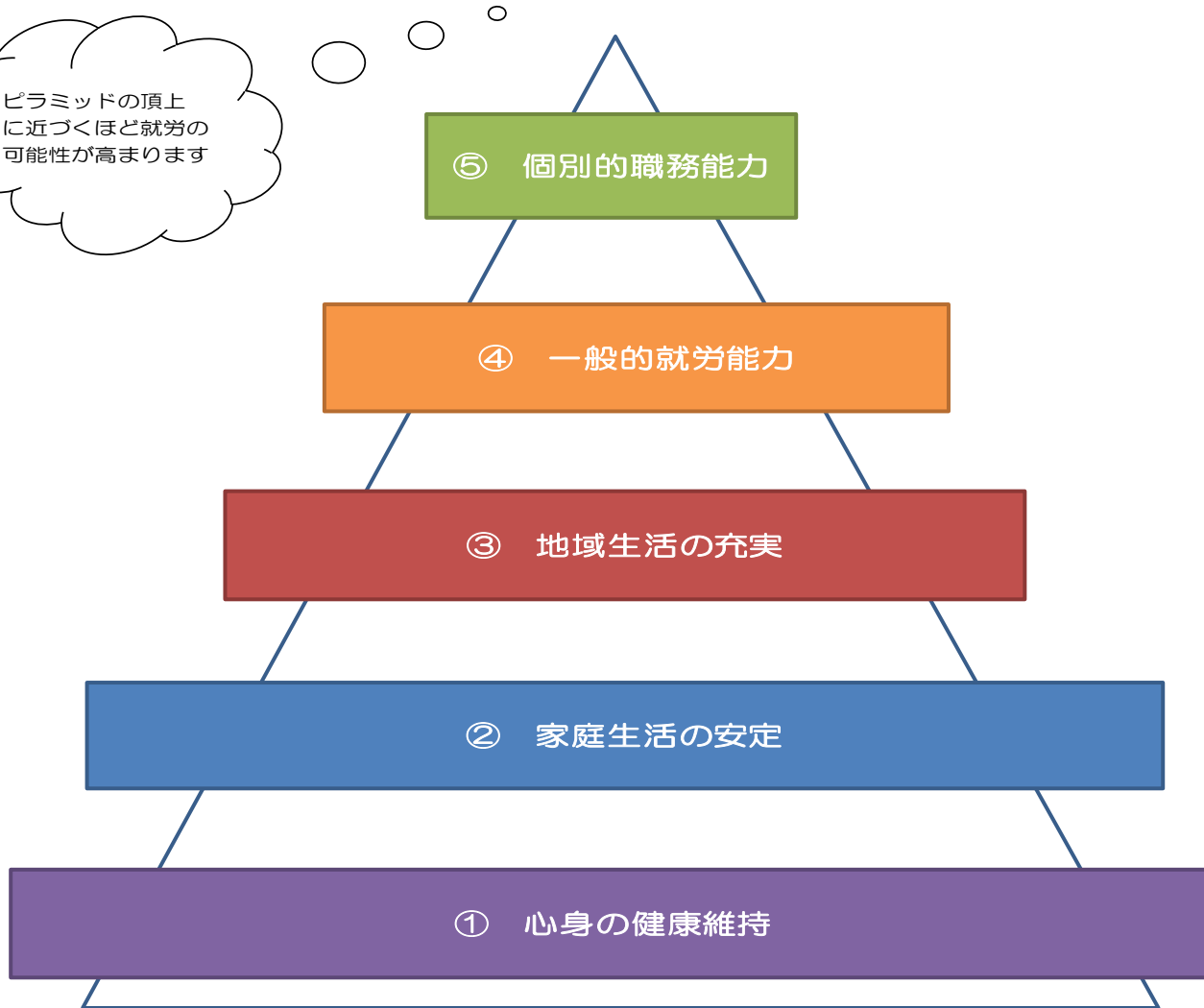
障がい者雇用では、そもそも通常の雇用（一般雇用）に比べ求人の数が少ないのが現状です。また職場にもよりますが、仕事内容が限られていたり、通常の雇用枠で採用された人と比較すると給与が低かったりすることがあります。

クローズ就労(一般雇用)の メリット・デメリット

クローズ就労の場合、積極的に自分から障がいがあることをオープンにする必要はありませんが、面接で休職していた理由などを聞かれた場合は正直に答える必要があります。病歴を詐称して後からその事実が発覚すれば、最悪の場合、解雇につながってしまう可能性も否定できません。クローズ就労であれば、オープン就労よりも求人内容や求人数が多く、希望する内容の仕事に就くことができる可能性も高まります。ただし、クローズ就労の場合、うつ病を患っていたとしても業務内容や業務時間などについて配慮してもらうことは期待できません。そのため、体調や精神面に不安を覚える人にはクローズ就労をおすすめできません。

就労するため、働き続けるために必要なこと

ピラミッドの頂上に近づくほど就労の可能性が高まります



⑤ 個別的職務能力

- 適性、技能、資格、経験 など

④ 一般的労働能力

- **ビジネスマナー**
仕事をする上での身だしなみ、言葉づかい、挨拶、欠勤の連絡や相談など。
- **職場のルール**
ルールの中での報告や連絡方法など、会社のルールを理解し、指示を素直に受け止める姿勢。
- **安全管理**
危険なことがわかる。

③ 地域生活の充実

- 公共機関、公共交通機関の利用
- 外出、趣味

② 家庭生活の安定

- **金銭の管理**
決められた生活費の中での計画的な生活。
- **規則正しい生活**
就寝起床、食事。
- **身だしなみ**
場に合った服装、頭髮や爪、ひげそりなど身体面での清潔を保てること。

① 心身の健康維持

- **健康管理**
体調不良時の早めの気づき、休みの申し出、通院、服薬管理、感情のコントロール、睡眠時間。
- **障害の理解**
自分の障がいや症状の正しい理解。

福祉的就労

(就労継続支援)

就労継続支援A型

就労継続支援A型とは、障がいや難病のある方が、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことができる福祉サービスです。障がい者総合支援法に基づく福祉サービスのひとつであり、現時点では一般企業での勤務が難しい65歳未満の方に、一定の支援下で継続して働けるような職場を提供しています。利用者はA型事業所との間で雇用契約を結ぶので、基本的には最低賃金額以上の給料がもらえます。

就労継続支援B型

就労継続支援B型とは、障がいや難病のある方のうち、年齢や体力などの理由から、企業等で雇用契約を結んで働くことが困難な方が、軽作業などの就労訓練を行うことができる福祉サービスです。障がい者総合支援法に基づく福祉サービスのひとつであり、比較的簡単な作業を、短時間から行うことが可能です。年齢制限はなく、障がいや体調に合わせて自分のペースで働くことができ、就労に関する能力の向上が期待できます。事業所と雇用契約を結ばないため、賃金ではなく、生産物に対する成果報酬の「工賃」が支払われます。

その他の福祉サービス

就労移行

就労を希望する障がい者に対し、一定の期間、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

就労定着支援事業

福祉サービスを利用して一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を一定期間行う事業所です。

具体的には、雇用した企業・事業所・自宅などへの訪問や障がい者の来所による月1回以上の相談を通じ、生活リズムや体調の管理や家計など、就労に伴い生じている生活面の課題を把握し、就業先の企業担当者や障がい福祉サービス事業者、医療機関などと連絡を取りながら課題解決に向け、指導・助言などの必要な支援を行います。利用期間は最大3年間で、経過後は障がい者就業・生活支援センターなどへ引き継がれます。

自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）

知的障がい者および精神障がい者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

生活介護

常時介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、障がい者支援施設などの施設で入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口に応じ障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

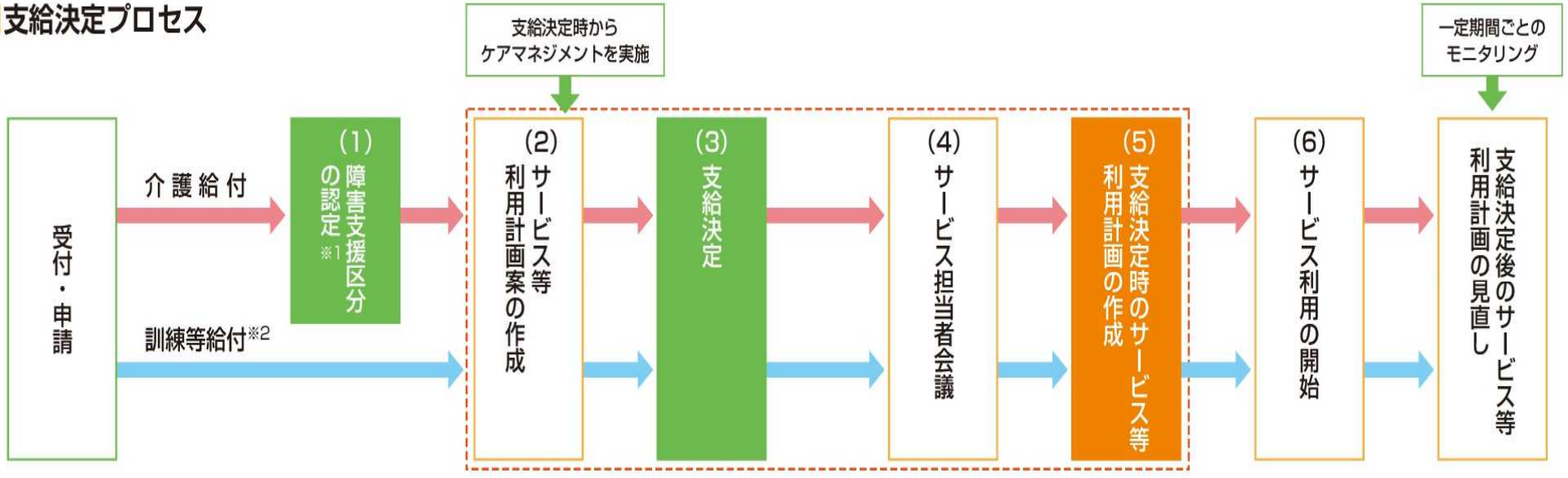
サービス利用に関する留意事項

1. 障害児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成します。
2. 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は必要ありません。
3. 平成27年度以前において、地域に指定特定相談支援事業者がない場合等、サービス等利用計画の作成は必須ではありませんでした。

が、平成27年度より必須となりました。
しかしながら、平成27年度になっても指定特定相談支援事業者が作成できる目的がたない場合、各市町村の責任においてサービス利用等計画の代替となる「代替プラン」を作成することとなっています（平成27年度限定です）。

4. 指定特定相談支援事業者が身近な地域にない場合等、それ以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することもできます。

支給決定プロセス



※1 同行援護の利用申請の場合
障害支援区分の調査に加えて同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。
ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関するアセスメント、障害支援区分の一次判定、二次判定（審査会）及び障害支援区分の認定は行わないものとします。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

地域活動支援センター

障がい者総合支援法にもとづき、障がいのある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関です。

障がい者手帳とは

障がい者手帳

障がいのある方が取得できる手帳の総称で、

- ・ 「身体障害者手帳」

視覚、聴覚、手足や臓器などに障がいのある方

- ・ 「精神障害者保健福祉手帳」

統合失調症、うつ病、てんかん、発達障害などの精神疾患に当てはまる方

- ・ 「療育手帳」

知的障がいに当てはまる方

の3つの種類があります。

障がい者手帳取得のメリット

- ⊖ 就職の際、障がい者雇用枠へ応募できる
- ⊖ 料金の割引や助成が受けられる
- ⊗ 税金が優遇される
- ④ 福祉のサービスが受けられる

周囲の人からの偏見を心配する人もいるかもしれませんが、自分から伝えない限り、他人からは障がい者手帳を持っていることはわかりません。また、取得したからといって勤務先などに開示する義務もありません。障がい者手帳を取得しておいて、使いたくない場面ではしまっておいたり、必要がなくなれば返納することもできます。診断名や障がい者手帳を「支援を得やすくするためのツール」として使うという方法もあります。

※手帳の等級や各市町村によって受けられるサービスは違います。

お知らせ



ライフサポートセンターありんこ

障がい者交流会「きずな」

どなたでも参加できますので遊びにきてください。お待ちしております！

障がい者交流会「きずな」は、就労をしている方やこれから就労をしたい方を中心に、障がいの有る無しにかかわらず、誰でも参加できます。勉強会などを中心に、会社での困りごとや日頃の悩みなどを話し合い、安心して就労や生活が続けられるように皆で考える自助グループです。

※富士吉田市消費生活センターの方などを講師にお呼びし、勉強会を行っています。

興味のある方は、ぜひ参加してください！

問い合わせ：障がい者交流会「きずな」事務局
(ライフサポートセンターありんこ内)

TEL:0555-30-0505 FAX:0555-30-0506

令和3年度

障がい者就業・生活支援センターありす



障がいのある方の就労に関する相談

「仕事のこと」「生活のこと」「支援内容のこと」など
お気軽にご相談ください！

- ・仕事がうまくいかない
 - ・働くために何から始めたらいいの？
 - ・職場になじめない
 - ・休日の過ごし方が分からない
 - ・障がい者雇用を考えたい
 - ・実習を受け入れたい
 - ・在職している方について相談したい
- などなど

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吉田	26	24	28	26	23	27	25	22	27	24	28	28
大月	28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	24	23
都留	23	28	25	30	27	24	22	26	24	28	25	25

時 間： 13:00~16:00

対象者： 障がいのある方
障がい者雇用している企業の方
障がい者雇用を検討している企業の方 などなど

《ご予約・お問い合わせ》

- ◎ 障がい者就業・生活支援センター ありす TEL: 0555-30-0505
(ライフサポートセンター ありんこ内)
- ◎ ハローワーク富士吉田 TEL: 0555-23-8609
- ◎ ハローワーク都留 TEL: 0554-43-5141
- ◎ ハローワーク大月 TEL: 0554-22-8609

※相談には事前の予約が必要になります！